○厚生労働省令第百十九号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、 医療機器等の品質、 有効性

及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生省令第

号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	(全体とう)では、これで
改 正 後	改 日 洭
別表第三 (第二百四条関係)	別表第三 (第二百四条関係)
#	神 操
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
〜 ら川十 (盤)	~ 611 十 (
の三十二 エプコリタマブ及びその製剤。ただし、 バイア	(権収)
ル中エプコリタマブとして四八 昭以下を含有するものを除く	
0	
	0川十川〜 0川十川 (魯)
ニー~<の十一 ()	11~<6十1 (盤)
(三心)	<u> </u>
	<u>── [(囚)──囚── とドロキシ──四─ メチルー ──オクテニル</u>
] ―五―オキソシクロペンタンヘプタン酸メチルエステル(
	別名ミソプロストール)及びその製剤。ただし、次に掲げる
	もの物深へ。
	<u> 三 毎日刊一 (東・ 東・ 東・ </u>
	(区)
	ニル] ―五―オキソシクロペンタンヘプタン酸メチルエス
	テル〇・二 略以下を含有する内用剤
	② 「器中①─ (1束・11束・11点) ─川─nでロキツ─
	1ル] - オキソシクロペンタンヘプタン酸メチルエス
	テルニ〇〇 昭以下を含有するバツカル錠
<u> </u>	<u> </u>
九~十二の八 (略)	九~十二の八 (略)
十二の九 ミソプロストール及びその製剤。ただし、次に掲げ	(権权)
るものを除く。	
□ 一個中ミソプロストール○・1一略以下を含有する内用剤	
	1

```
② 一緒中ミップロストールニ○○ S以下を含有するバッカ
   小路
 十川~十九 (器)
  劙 薬
有機薬品及びその製剤
 一~五の八 (略)
 <u>五の九 アダリムマブ(遺伝子組換え)「アダリムマブ後続四</u>
 一及びその製剤
 代~十」○□十九 (帯)
 十一の二十八 ウステキヌマブ(遺伝子組換え)「ウステキヌ
 マブ後続一一及びその製剤
 +1611+54 (春)
 十11~十1116十日 (格)
 十三の十五 エプコンタマブの製塑でもつて、「ベイアが中土
 プコリタマブとして四人 昭以下を含有するもの
 \frac{+|||0+\langle -|||0||+||}{+||0+\langle -||0||+||} (器)
 十日~日十七の二 (器)
 五十六の三 ジルコプラン、その塩類及びそれらの製剤
 <u> 日十六の日・日十六の日</u> (器)
 エナセ~セナハのナニ (格)
 (三分)
```

```
十川~十九 (容)
 壓 薬
有機薬品及びその製剤
一~五の八 (略)
 (整設)
代~十」の11十九 (器)
(海敦)
\frac{+1011+4}{+1011+4} (格)
十11~十1116十日 (器)
<u>十川6十円~十川6川十</u>国 (器)
十日~日十七の二 (器)
 (粧穀)
Hナナ~ナナ<0ナ!! (器)
ル(別名ミソプロストール)及びその製剤であって炊に掲げ
 るもの。
 <u> 三 | 毎日刊一 (| 好・|| 好・|| 以・|| 内下口 サッー</u>
  | | - | (日) - 四 - カドロキシ - 日 - メチャー | - オクア
  テルフ・二略以下を含有する内用剤
 <u>②</u> | 縲中升― ( | 🎖・ | 🎖・ 川茂・ 川茂) ― 川― カデロキシ―
```

| | - | (日) - 四 - カドロキシ - 日 - メチャー | - オクテ テルニ〇〇。昭以下を含有するバツカル院 $\frac{1}{1} + \frac{1}{1} + \frac{$ $\frac{1}{1} + \frac{1}{1} < \frac{1}{1} + \frac{1}{1} < \frac{1}{1} + \frac{1}{1}$ (客) ナナれ~八十三の七 (略) ナナれ~八十三のナ (略) 八十三の八 ピミテスピブの製剤であって、一錠中にピミテス 八十三の八 ピミテスピブ 及びその製剤であって、一錠中にピ ミテスピブ四〇 昭以下を含有する錠剤 ピブ四〇 昭以下を含有する錠剤 人士三の九~百十八 (略) 人士三の九~百十八 (略) 百十八の二ミップロストールの製剤であって炊に掲げるもの (海設) <u> 」 面中ミソプロストール〇・二 略以下を含有する内用</u> ② 一錠中ミップロストールニ○○ S以下を含有するバッカ <u> 百十八の三</u>~<u>百十八の六</u> (略) <u> 百十八の二~百十八の五</u> (路) 百十九~百三十七 (略) 百十九~百三十七 (略) 百三十八 ロザノリキシズマブ及びその製剤 (海設) <u> 百二十九</u> (略) <u> 百二十</u> (略) 別表第五 (第二百二十八条の十関係) 別表第五(第二百二十八条の十関係) 医薬品 医薬品 | ~ 日十 (と) | ~ 日十 (密) 五十一 エプコリタマブ及びその製剤 (整設)

附

則

この省令は、公布の日から施行する。